

社長の候補者指名ならびに取締役の報酬決定をおこなう。

- (イ) 社長の最長在任期間、役付執行役員の担当部門における最長在任期間、及び上限年齢を制定する。
- (ロ) 取締役会への付議ルール等の見直し、運用面での徹底をおこなう。
- (c) 社外取締役及び監査役の選定の公正性確保及びその役割・機能の拡大
 - (ア) 社外取締役及び監査役候補者の指名にあたっては、独立性・客観性を重視して選定の要件・基準を明確にする。
 - (イ) 常勤監査役のうち1名を社外から招聘する。そのサポートを目的として監査役室スタッフを拡充する。
- (d) 積極的な情報開示
投資家の観点から有用と思われる情報を適時かつ積極的に開示する。

②コンプライアンス体制の見直し

- (a) 経営陣のコンプライアンスに対する意識改革及びアカウンタビリティの強化
 - (ア) 「オリンパスグループ企業行動憲章」・「オリンパスグループ行動規範」の見直しをおこない、「グローバルコンプライアンスガイドライン」を策定する。
 - (イ) 経営陣によるコンプライアンスコミットメント宣言をおこなう。
 - (ロ) コンプライアンス推進状況を公表する。
- (b) コンプライアンスの推進を一層強化する体制の整備
 - (ア) 社外取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。
 - (イ) チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）の任命及び定期的ローテーションをおこなう。
 - (ロ) コンプライアンス組織の拡充を図る。
- (c) コンプライアンス意識の醸成・徹底
 - (ア) 各階層におけるコンプライアンス教育の拡充を図る。
 - (イ) コンプライアンス意識調査を定期的実施する。
- (d) 内部通報制度の拡充
 - (ア) 内部通報窓口の社外設置など、通報窓口を整備・拡充する。
 - (イ) 不正を知った者の内部通報義務を明確化する。

3. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、決算過程で適正に修正しており、すでに発表しております平成24年3月期の連結財務諸表及び財務諸表に及ぼす影響はありません。

4. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上